

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	菅原建設株式会社	水戸市六反田町1213－1	1-002386

2. 指名停止措置期間

令和8年10月13日 から 令和8年11月12日 まで 1か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の06県単道改第06-03-973-Z-001号道路改良工事（（仮称）大久保町第2トンネル）のトンネル掘削中の工事現場において、令和7年9月10日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた1次下請け作業員1名が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第1第8号（2）に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 （1）略 （2）工事関係者に死亡者を生じさせたとき。	1月